

入院時食事療養費に関するお知らせ

当院では入院時食事療養費Ⅰの届出を行っており
管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適
時（夕食については午後6時以降）、適温で提供し
ております。

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の
食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

〔入院時1食あたりの負担額〕

所得区分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般（課税世帯）	490 円	510 円
②	低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯）	230 円	240 円
③	低所得者Ⅰ （住民税非課税世帯）	110 円	110 円

（注） 指定難病の人などは300円です。

※②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証
又はマイナンバーカードをA棟1階「入退院支援センター」に提出してください。



群馬県済生会前橋病院